

市民参加プロセス計画書：岡崎市コミュニケーション条例（仮称）

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

本市では、令和4年3月に「手話が言語である」という認識のもと、手話言語に対する理解を広げるため、「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」を制定しましたが、障がいを持つ方々は特性に応じて手話以外にも多様なコミュニケーション手段を利用しています。
これらのコミュニケーション手段と手話言語を障がいの意思疎通支援の両輪として利用促進を図り、障がいの声を施策に反映させていくことは、障がいの更なる社会参加に大いに意義があります。同時に、条例の制定やその後の施策をととして、市民や事業者へ対しても基本理念とそれぞれの役割を広く周知していきます。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階	令和5年2月	コミュニケーション条例に係る調査	中核市 県内自治体（9市1町）	・本市の状況 ・各自治体の状況	各自治体の状況を確認し、コミュニケーション条例（仮称）制定へ向けた参考とする。
構想段階	令和5年6月	ヒアリング（全体）	市内の障がい者団体（多様な障がいを持つ多数の方々が参加しているため）	・コミュニケーション条例（仮称）の概要と各自治体の状況 ・当事者からの意見	各団体にコミュニケーション条例（仮称）と今後の方針について認知していただく。
	令和5年7月	まちづくりほっとミーティング	市民公募による参加者（団体代表者以外の市民の方からも条例に対する意見を聞きたいため）	・コミュニケーション条例（仮称）の概要 ・障がい者の抱えるコミュニケーション上の困難	市民の認知度が高いほっとミーティングの場で、条例制定への動きを周知し、その後のパブリックコメントに繋げたい。
	令和5年7月	障がい者自立支援協議会	岡崎市障がい者自立支援協議会委員（市内の障がい者に係る団体・事業者等が委員として参加する協議会であるため）	・コミュニケーション条例の概要と各自治体の状況 ・各委員の条例に対する見解	各委員にコミュニケーション条例について認知してもらうとともに、それぞれの立場からの意見をいただく。
計画段階	令和5年8月	ヒアリング（全体）	市内の障がい者団体（多様な障がいを持つ多数の方々が参加しているため）	・基本方針素案（案） ・基本方針素案（案）に対する意見	コミュニケーション条例（仮称）の基本方針・素案への意見をいただく。
	令和5年9～10月	ヒアリング（個別）	市内の障がい者団体（障がいの特性等により、個別でのヒアリングを希望する団体がある可能性があるため）	・基本方針素案（案） ・基本方針素案（案）に対する意見	コミュニケーション条例（仮称）の基本方針・素案への意見をいただく。
	令和5年10月	障がい者自立支援協議会	岡崎市障がい者自立支援協議会委員（市内の障がい者に係る団体・事業者等が委員として参加する協議会であるため）	・基本方針素案（案） ・基本方針素案（案）に対する意見	コミュニケーション条例（仮称）の基本方針・素案への意見をいただく。
	令和5年11月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・基本方針素案の内容 ・基本方針素案に対する意見	基本方針素案の内容に対する合意を得る
	令和5年12月	障がい者自立支援協議会	岡崎市障がい者自立支援協議会委員（市内の障がい者に係る団体・事業者等が委員として参加する協議会であるため）	・条例の上げに向けた状況 ・条例の上げに向けた状況に関する意見	コミュニケーション条例（仮称）の上げに向けた最終的な意見等をいただく。
	令和6年3月	障がい者自立支援協議会	岡崎市障がい者自立支援協議会委員（市内の障がい者に係る団体・事業者等が委員として参加する協議会であるため）	・条例に関する報告 ・条例制定後の施策等に関する意見	条例が施行されることを当事者の方々に認知してもらうとともに、市の施策についてともに考えていただく。
実施・運用段階	令和6年3月～	障がい福祉課Twitterによる周知	全市民（市民に広く周知可能な媒体であるため）	・条例に関連する情報を提供する	条例について市民へ周知することで、理念や役割の認知度を高める。